

第 635 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 18 年 3 月 10 日 (金) 13 : 30 ~ 16 : 07

2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎 2 号館 8 階)

3 議 題

(1) 庶務事項

- ① 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき委員の指名及び部会長の指名について

(2) 諮問事項

- ① 諮問第 308 号「平成 19 年に実施される商業統計調査の計画について」
- ② 諮問第 309 号「特定サービス産業実態調査の改正について」

(3) 答申事項

- ① 諮問第 306 号の答申「海面漁業生産統計調査の改正について」(案)
- ② 諮問第 307 号の答申「ガス事業生産動態統計調査の改正について」(案)

(4) 部会報告

- ① 第 102 回農林水産統計部会
- ② 第 78 回及び第 79 回鉱工業・建設統計部会

(5) その他

4 配布資料

- ① 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき委員の指名及び部会長の指名について
- ③ 諮問第 308 号「平成 19 年に実施される商業統計調査の計画について」
- ④ 諮問第 309 号「特定サービス産業実態調査の改正について」
- ⑤ 諮問第 306 号の答申「海面漁業生産統計調査の改正について」(案)
- ⑥ 諮問第 307 号の答申「ガス事業生産動態統計調査の改正について」(案)
- ⑦ 部会の開催状況
- ⑧ 平成 18 年 1 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 54 巻・第 1 号)
- ⑨ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委 員】

美添会長、篠塚委員、舟岡委員、清水委員、新村委員、引頭委員、
椿委員、佐々木委員、三輪委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省江端統計調査部長、
厚生労働省桑島統計情報部長、
農林水産省小西統計部長
経済産業省窪田調査統計部長、
国土交通省伴企画調整室長、
東京都須々木統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

経済産業省宮澤産業統計室長、
同森野経済産業調査官、
資源エネルギー庁広実ガス市場整備課長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省久布白政策統括官、
同熊埜御堂統計審査官、
同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 庶務事項

① 統計審議会委員及び専門委員の発令について

美添会長から、資料1のとおり、飯島委員の後任として佐々木委員が、廣松委員の後任として三輪委員が発令された旨報告があった。

② 統計審議会委員及び専門委員の発令について

美添会長から、資料2のとおり、部会に属すべき委員の指名及び部会長の指名を行った旨報告があった。また、美添会長が会長代理に篠塚委員を指名した。

(2) 諮問事項

① 諮問第308号「平成19年に実施される商業統計調査の計画について」

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室の宮澤室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) ただいまの説明について、質問、意見等をお願いしたい。

舟岡委員) これまで調査対象としてこなかった駅改札内の事業所等を今回、調査対象として把握することについては、高く評価される。

他方、近年、インターネットを活用した電子商取引のウエートが大きくなっていて、それを専業として商業活動を営む事業所が数多く増えてきているが、その捕捉はどのように行う計画なのか。これに加えて、同じくインターネット等を活用して、製造企業が直接消費者に販売する活動も増加してきている。そういう活動まで含めて商業活動全体をとらえないと、そこが抜け落ちていると、既存の対象だけでは商業活動がそういう新しい業態に蚕食される分だけ売上高を減らすことになって、商業活動の全体をとらえるときに支障が出てくると考えられる。その対応は大変であるかと思うが、十分検討していただきたい。

宮澤室長) まず、インターネットの取引の捕捉ということであるが、現在でも一部インターネットというか、既存の店舗を有しているところの電子商取引の有無及び販売額については、調査票の18番の(4)のところで、一定程度は調査しているが、その把握はなかなか難しい。そういう意味で、今年実施する事業所・企業統計調査でも同様の難しい問題を抱えているが、私どももできる限りその事業所・企業統計調査の方でとらえた店舗等をベースに取り込んでいきたいと基本的に考えている。

特に、このインターネットを活用して電子商取引を行っている店舗については、先ほど舟岡委員がおっしゃった、メーカーなのか個人なのか、あるいは店舗を有している事業者などが出しているのかというような多様性もあり、それから、店舗の改廃が激しい中でとらえていくということが非常に難しく、今、有効にそれをとらえられるかというとなかなか難しい。課題としては認識しているが、今回それを有効にうまく取り入れていくということはなかなか難しいというのが基本的な認識である。

それから、製造事業所のインターネットによる直接販売の把握については、現在、工業統計調査ではその部分が抜け落ちているわけであるが、今後これらいろいろな経済関係の統計やGDP統計を漏れなく把握していくというような流れの中においては、このあと二つ目に諮問させていただいている特定サービス産業実態調査でも同じような考え方があがるが、工業統計調査についても、工業出荷額以外のものも把握していくということが、これからの課題になるかと思う。

ただ、今の商業統計調査の調査体系の中で、製造事業所の直接的な小売の部分を調査するというのは、なかなか難しいと思うので、むしろ今後の工業統計調査等の課題ではないかと考えているところである。

引頭委員) 1点だけ検討していただきたい点がある。

調査票の8番に、年間商品販売額の販売方法別割合ということで、決済がどんなふうに行われたかというのが分かる調査の項目がある。この中で、近年、電子マネー、エディーであるとかスイカであるとか、こうしたものによる決済というのが増えてきているかと思う。現時点ではまだ小さいかもしれないが、次の商業統計調査がまた5年後であること等を考えると、最初のスタート地点でどれぐらいあったのか、またその5年後どうなったのかということを見る上でも、平成19年調査でそうした電子マネー決済によるウエートのようなものが分かった方が、今後よいのではないかとというふうに考える。

宮澤室長) 今の御指摘の電子マネーでの決済の調査という点であるが、現状における認識としては、普及されつつある中で、割合とか取扱店がどのくらいあるかということについて、調査はしていないが、それ自身、現状においては余り大きくないという認識である。

ただ、今後、例えばスイカなどが来年ぐらいに利用機関が拡大されるというようなこともあって、一般的にはその時期以降に整理を行っていくということも一つの考え方ではないかと思う。

また、今後、コンビニ等を中心に急速な普及が見込まれるという電子マネーについて、今回の調査で把握すべきかどうか、いろいろ問題点も含めて部会の方でまた議論していただければありがたいと考えている。

篠塚委員) 調査票の6の従業者数のところの、パート・アルバイトの記入の仕方についてであるが、これは下の方に計算式例が書かれており、時間の人数といろいろな働き方の人たちを束ねて、8時間に換算した数字を入れるということになっている。私は、それでよいと思う。

ただ、基本的には、やはりこの商業部門では非常にさまざまな働き方の人がいるので、できれば補足的な資料として、何時間というのと何人というところが別個に把握できればいいと思う。

別途に後で出てくる特定サービス産業実態調査の方を見ると、これはただ単純に、パート・アルバイトのところは人数だけが書かれるようになっている。整合性というか、どちらの方をどういうふうに考えるのかという違いはあるかとは思いますが、最初の問題に戻ると、商業統計調査の方では何らかの形で時間と人数が別個に把握できるようなことの工夫ができるかどうかお伺いしたい。

美添会長) その8時間換算の中身として、調査票としては、例えば週に何時間以内の者が何人というイメージか。

篠塚委員) そうである。大雑把でいいのだが。

宮澤室長) 調査項目数を追加するのが可能かどうか、新しく調査項目数を増やすとなるとまた問題もあるので、記入者負担などを含めて考えてみたいと思うが、なかなか難しい面はあるかと考えている。

舟岡委員) 先ほどの捕捉についてだが、誤解のないように申し上げる。

傘下の事業所の活動が製造業に属する本社等の管理的な活動を主として営む事業所は、製造業に格付されるが、インターネット等を介して消費者に直接販売する活動を行い、それが大きなウエートを持つならば、収入を伴う商業活動が主体の商業事業所になる。そうした活動のとらえ方をきちんとやれるように努力していただきたいという趣旨である。

宮澤室長) 製造業の管理事務のみを行っている事業所がインターネットによる直接販売を行っている場合は、商業事業所となるが、産業格付けでは製造業であることから、現在のところ対象把握が困難であるが、今後、どうすれば把握できるかを含めて、検討させていただきたいと考えている。

美添会長) 幾つか難しい課題が指摘されている。ほかに質問があるかもしれないが、この段階で確認させていただく。

今回、会社法の改正にともなう有限会社や合同会社の扱いは発言がないが、この対応はなされていると理解してよいか。

関連して、従来捕捉が難しかった構内事業所につき、部分的に拡充され、報告書の中でも明示される工夫がなされている。こういうところはいいい計画であろう。

この調査は、5年周期の調査で、経済産業省は昔から基本的に全数調査という意識で集計されていると承知している。ところが、最近、企業の協力も得にくくなってきて、100%回収という建て前が崩れてきている。現在では未回収の部分を見捨てた集計では、回収率の異なる5年前、3年前と比較することは難しい。

未回収の原因の一つは、事業所の調査時点の格付が必ずしも商業であることが明確にならない形で実施されることにある。これは工業でも商業でも、業種を特定した調査の宿命だと思う。そういう場合には、しっかりした名簿に基づいて格付に誤りのないような調査・集計をする必要がある。

この点に関して、調査を丁寧にしてきたことは承知しているが、集計の点でまだ工夫ができると思う。例えば、平成9年の調査の後、11年の中間年調査は事業所・企業統計調査との同時実施だったので、簡易ではあったが、事業所の捕捉という意味では、正確だったと思う。今回は母集団を捕える工夫ができるかどうかの問題である。

今回は、商業単独であるから、ある事業所が主な事業は商業ではないと回答したら、それ以上追求はできないが、しっかりした名簿を使えば、そういう事業所に対する情報の収集もできるであろうし、集計の段階で工夫がある程度できるだろう。その辺は、今回は難しいにしても、この重要な統計調査を続けるためにも、検討が必要だと思う。

特に、名簿の件については、先ほど舟岡委員が指摘したように、メーカーから直接消費者へという形も増えているし、捕捉が難しい電子商取引を利用する事業所も増えてきている。事業所・企業統計調査の問題点とも共通するが、その名簿の整理を踏まえて更に検討すべき課題が多いように思われる。

この問題については、運輸・流通統計部会で審議していただくことになる。清水部会長、何かあればお願いしたい。

清水部会長) 先ほど来から御指摘のあった点については、できる限り部会での審議の論点として取り上げて検討していきたいと思う。ただ、今回の改正計画の中に盛り込まれている改正点以上のことができるかどうかは、部会の審議を経て検討してまいりたいと思っている。

美添会長) 今回は、名簿の点が見通しが立たない時点での設計ということになるので、今回すぐ反映できるとは私も思わないが、ただ、将来に向けて何が必要かということは、正確に認識されているので、取りまとめをお願いしたい。

この件については、清水部会長、よろしくをお願いしたい。

2) 諮問第309号「特定サービス産業実態調査の改正について」

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官が、資料4の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて経済産業省経済産業政策局調査統計部の森野経済産業調査官が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) ただいまの説明について意見、質問等をお願いしたい。

舟岡委員) 特定サービス産業実態調査によってしか取り得ない情報は数多くあることから、現行の特定サービス産業実態調査のユーザーは多種多様で幅広くいると思う。

今回、調査対象の捕捉の仕方と調査事項について大幅な変更を予定している。まず、前者の調査対象の捕捉についてであるが、大きく変わったことに伴って、以前の調査結果と大きな断層が生ずる。今までの調査の枠組みのもとで、時系列比較は本来的に適当ではないと思うが、これまで時系列で比較して分析・公表しており、それなりに時系列データとしての使い方もあったのかもしれない。今回の変更は適切と評価するが、経過的な措置として、従来調査と継続する

企業・事業所については、継続する調査対象だけ集計した結果を表章することで、断層による影響がどれぐらい生じているかについて、ユーザーが理解できるような情報の提供をぜひお願いしたい。

後者の調査事項の変更については、大いに危惧される。本調査の対象である特定サービス産業は、それぞれが産業ごとに異なる特性を持っていて、本調査はその特性を十分考慮したうえで、情報をきめ細かくとっており、それによって産業の実態が明らかにされたと評価していた。

今回、調査事項を共通化して特定産業を横断的に比較できるようにしたいとの意向であるが、業種によっては従来の調査事項を継続しないと、他の政府統計からの情報の入手が困難で、重要なものがある。例えば、物品賃貸業がそれに当たる。昨今、アウトソーシングが進み、人員面でアウトソーシングをとらえるべく、いろいろな調査で派遣労働者を調査するようになってきている。同じように、設備のアウトソーシング、いわゆるリース化が進んでいるが、リース化の状況をとらえる情報が、契約高の産業別割合や物件別割合であり、それによって設備投資が実際はどこで行われていたか、そして、いかなる財の設備投資が活発であったかが分かったが、今回そういった情報が調査されなくなってしまふ。この情報は政府統計からは他に知りようがなく、ユーザーが困ることになるのではと思う。リースは産業としても大きいので、そこを何とか検討する余地がないのかどうか。他の特定産業についても同様である。

森野調査官) 1点目の調査対象そのものが大きく変わるということであるが、従来から御指摘いただいているように、母集団名簿が従来の業界名簿では、本来の全数という把握にはなっていないというか、フレームがしっかりしていないのではないかという御指摘もあった。その辺を整理し、一番フレームのしっかりしている事業所・企業統計調査に変えることにした。基本的に概念がアクティビティーから産業ということになるので、対象そのものは基本的につながらない調査になった。

ただ、名簿の中身を見ていくと、100%変わっているということではなく、もちろんアクティビティーを活動が50%以上あれば産業でも格付されるわけであるから、同じ対象が残って、つながるものがあるので、今後は継続事業所のリンケージについては、少し勉強していきたいと考えている。

それから、もう1点、調査項目については、今回統一的な調査にし、産業横断的な事項を包括的にとらえる調査にすることで、個々の業種の特性的なものについては、残念ながら調査項目から削らせていただいた。

その中で、特に物品賃貸業について、今のアウトソーシング化の進展での重要性は、我々も十分承知しており、対事業所サービスにおいては、どこからの契約が多いかということに関して、調査票の第8項の「契約先別の産業割合」を、まず一義的に残したと考えている。確かに委員御指摘のように、物件別ということになると、調査項目も広がってゆくの、そこは今回調査を断念した。

ただ、今後、行政上必要というような状況の現れがあれば、また別途機動的な調査なり何なりを考えてまいりたいと考えている。

舟岡委員) 契約先産業別は、売上高についてである。これまでは、レンタルについて売上高の契約先割合をとっていたが、リースについては契約高の契約先割合をとっていて、契約高が設備投資額にすべて相当するのではなく、そこにはマージンや金利等が加算されているが、ある意味では設備投資額を代理する指標である。仮設的なリース業が多額の設備投資を行っていても、リース先の産業から、設備・器具を実際にはどこがどれだけ稼働させているかが、特定サービス産業実態調査から把握することができたが、それができなくなってしまうということを危惧している。

森野調査官) 御指摘のとおり、物品賃貸業については、旧来の調査票ではリース・レンタルという細かい分け方もしており、業に着目した調査項目が設定されていた。今回は、産業全体を包括的にながめてみたいということがあるので、ここでは調査産業横並びの調査事項を設定した。さらに、どうしても物品賃貸業、リース並びに設備投資という関係からデータが必要だということがあれば、業界統計などの既存統計のデータを洗い直ししながら、いかにすべきか検討してまいりたいと思っている。

新村委員) 一つは、今、舟岡委員のおっしゃったこととかなり重複するが、これまで特サビ調査の審議をしていると、いつも何か非常にアドホックで、産業ごとの調査で比較できないというような議論になったと思うが、こういうふうに共通化してみると、今度はまた非常に産業ごとの特性が見えなくて困ったなというふうな感じを受けた。

こういう統計は、ユーザーに非常に求められていると思うので、こういう細かい調査データはほしい。しかし、今、舟岡委員がおっしゃられたようなものは、多分、業界統計でかなりの程度把握できるのではないかと思うが、各業についてそれぞれかなりおもしろい調査をしてきたと思うので、その辺のところを、毎年とはいわないが、政策要請に従って引き続き、何らかの形で調査していただけたらいいなというのが1点である。

もう一つは、質問なのだが、今回かなり廃止されるものというか、今年度やらないものがあるが、それは一体どうなってしまうのか。一番大きい分類でいくと、新聞・印刷というのを、たしか去年の審議会でかなり詳細に議論したと思うが、これは永久にと言うと変だが、このサービス業の実態の中に入らないのか。それから、その他の細分類で、これまで調査してきた中で結構おもしろい調査があったと思うが、その辺は一体どういうふうになるのかというところをお教えいただければと思う。

森野調査官) 細かい調査データが欲しいということであるが、これは、多分、今まで特定サービス産業実態調査を御利用いただいた方については、非常に強い要望かもしれないが、我々は今回、平成18年以降については、まず、産業横断的なものにしたいということである。

調査業種については、今回は15業種となっているが、教養・生活関連の業種については、来年度に拡充を目指していきたいと思っている。今後、産業横断的に把握する観点から、経済産業省所管業種を中心に幅広い業種を調査してい

けるように努力してまいりたいと考えている。

篠塚委員) 私は、横断的に、包括的に調べられるということで、とても期待している。それがまず第一の感想である。

それで、従業者数のところであるが、やはり横断的に見ようと思ったときに、この人数というのは非常に重要であって、先ほどのパート・アルバイトのところがあるまま人数でここで把握されるようになっていく。できれば、商業統計調査のように8時間換算にした方がよいのではないかとというのが一つの意見である。

それから、2番目は、難しいかとは思っているのだが、サービス産業関係は外国人労働者が入ってきているのではないかと思いき、別枠で外国人の数が把握できないかというのが2番目の質問である。

それから、3番目は、調査票の年間営業費用のところであるが、給与の支給総額をカウントするところに関して、基本給、賞与、諸手当、役員及び雇用者に支払った税込額というふうになっているが、この中には派遣労働者の費用のようなものは入っているのかどうかという質問である。

森野調査官) パート・アルバイトについて、8時間換算ということがあると思うが、商業統計調査では販売員という形で、それぞれのところに非常に多くのパート・アルバイトの方が実際に働いている。従来からここは商業統計調査の中では非常に注目された項目でもあり、人数だけで良いのかという議論がなされ、今の調査項目となっている。

一方、サービス産業では、必ずしも商業と同じようにパート・アルバイトの方がいるのかという話になると、商業よりは8時間換算する必要性の重要度は低いのではないかとということで、換算調査は行わない方向であるが、部会での意見も伺ってみたい。

外国人労働者については、サービス産業だけではなく、幅広く調査をいかにすべきかという議論にも立ち入らなければならないかと思う。今回は、外国人というところについては、報告者負担の軽減なども含めて、調査は困難と考える。

篠塚委員) 了解した。

美添会長) 従業者の件ではどうか。

篠塚委員) できれば、部会で検討していただきたいということであるが、やはり国際化の流れの中で、いろいろな形で外国人の人たちが、例えば公園・遊園地のところとか興行のところに入っているのだから、工夫していただきたいという要望である。

それから、本当に横断的に比較ができるということが売り物であるので、従業員というところは一番早く目につくところである。ただ頭数が出てくると、ここは非常にばらつきがあり過ぎるので、できれば8時間換算ができればいいなという要望である。御検討いただきたいと思う。

椿委員) 立場上本来なら、調査技術のことで質問するのがいいのかもしれないが、この特定サービス産業実態調査を使っていたユーザーの方々、学生などと話をし

ていて気づいたことで、むしろ素朴な質問をさせていただければと思う。

今までは、いわゆるアクティビティー調査で業界団体名簿を使っていたということである。これを今回きちんとフレームをつくってやろうということは、調査技術的には非常に結構なことではないかと思う。ただ逆に、業界団体名簿では、例えばソフトウェア産業である、情報処理産業であるというふうに認知されていたものが、今回の調査によって逆転現象が起きるということがあるのではないかということである。

基本的に、今回の特定サービス産業実態調査が、かなり包括的に調べる分野として、情報処理サービス産業、ソフトウェア産業を含んでいる。これは、そもそもソフトウェア業務と情報処理業務を両方提供しているような産業は非常に多いので、これが一括的に調べられるというのは大変結構なことだとは思っている。しかし逆に、情報処理サービスないしはソフトウェアサービスを行っている業界の中に、いわゆるメーカー系という大変大規模なものがある。要するに、日本の情報処理サービス産業の中のいわゆる大手と言われているところが、実態としてはソフトウェアはやっているけれども、その売り上げに占める割合は1%とか2%。ところが実際にソフトウェア業界ではトップシェアをとっているようなところになっているというような状況があったりするわけである。

今回こういう形の調査を志向されるということで、こういうものを一体どういうふうに把握していくかという、中長期的な問題があるのかもしれない。このような形で調査技術的には適正な方向にしていっていったとき、業界名簿との関係性との逆転とかというのを、ぜひ部会などでもし情報等があったら御検討いただければと思っている。

美添会長) いま回答を求めるのは難しいかもしれないが、情報として後ほど部会でも確認していただきたいのは、今、具体的な指摘のあった情報処理である。従来のアクティビティーによる格付が事業所・企業の名簿では、例えば製造業になったので除外される。そういう事業所のリストは手元にあると思うので、それを部会等を出して議論していただきたい。

今、答えられることはあるか。

森野調査官) すべてではないが、サービス業において分社化とか独立化というのが非常に進み、メーカー系でも受注ソフトをやっている事業者は独立または別事業所化している。企業単位で考えると、もちろん製造業と情報サービス業というのは非常に深くかかわっているが、事業所ベースに落とすことにより、それぞれが独立した事業所を持っているという状況になっており、兼業状況は回避できるのではないかと考えている。

昭和48年当時から、兼業の状況を回避するためにアクティビティーという調査形態をとっていたが、近年においては、それぞれの事業が独立した事業所で行われているケースが非常に多くなっている。

美添会長) 事業所として独立すればいいわけだが、独立していないものでアクティビティーの大きい場合は問題になる可能性がある。

森野調査官) それも合わせ、従来の対象と今回の対象という形で見てみたいとは思っている。

美添会長) ほかにあるか。幾つかの問題点は既に指摘されており、部会で御検討いただきたい。

ただ、平成 19 年以降になると、名簿情報に関して大きな変動があるかもしれないので、先ほどの森野調査官の回答にもあったように、来年度以降、業種をどのように拡充するか。

それから、この統計の位置づけである。従来は狭い意味で経済産業省の政策のために必要な業種に限り、調査周期を 3 年としていたのが、今度は幅広くとる。包括的にとることについては評価されているが、そうすると、サービス産業の特性が分からなくなる。この点で、今回の改訂は非常に大きな変更を含んでいるので、部会では十分な議論をしていただきたい。

清水部会長、先ほどに続いて大変御苦勞をおかけする。よろしく願いたい。

清水委員) 幾つか、今日、本審議会の中で御意見をいただいたので、それらを勘案することはもちろんだが、1 点だけ、特定サービス業の方の特性を把握していくということについては、改めて検討してみたいと思っている。

一体、特性と呼んでいるものが、何を示しているのか。統計としてどういう性質を持っていたのかという検証なしに、特性をこれまでどおりに取り続けることがいいのかどうか。またそれを廃止して、ここで言う包括的な統計として共通の調査事項に置きかえることがいいのかどうか。それらも含めて、ぜひ検討していきたいと思う。

特に、リースについては、私の記憶では、昭和 62 年前後だったと思うが、業務統計として、いわゆる資本サービスの需要先調査、いわばこれは使用者主義でとられた過去の経緯があったはずである。それが、ある時点から特定サービス業実態調査の中に組み入れられた。そのときは、相当程度特性について議論がされたはずなのだが、その後十分な吟味なしに、それぞれの業種ごとに、これはきつい言葉だが、割合恣意的に特性調査と呼んでとられてきた調査事項があると思う。それらも含めて、議論はさせていただきたいと思う。

美添会長) 今、具体的にリース業の話が出たが、これは大きな問題なので、この部会に限らず、継続的な議題になると思う。

今後も検討する問題であるので、本日、この件についてはこれで区切りとする。

(3) 答申事項

1) 諮問第 306 号の答申「海面漁業生産統計調査の改正について」(案)

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料 5 の答申(案)の朗読を行った。続いて、本審議会を欠席された須田農林水産統計部会長に代わり、舟岡農林水産統計部会長代理が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

舟岡部会長

代理) それでは、これまでの農林水産統計部会の審議の経緯と答申(案)について

説明する。須田部会長が所用のため欠席されているので、部会長代理の私から報告させていただく。

まず、答申（案）作成までの部会における審議結果について説明する。

海面漁業生産統計調査の改正については、昨年12月9日の第632回統計審

議会に諮問されたが、農林水産統計部会では、この間3回にわたって審議し、答申（案）を取りまとめた。

1回目の第100回部会は昨年12月19日に、2回目の第101回部会は本年1月24日にそれぞれ開催されたが、部会の結果については、1月と2月の統計審議会にて報告している。

お手元にお配りしている資料7を、後ほど少し参照するのでお開きいただきたいと思う。

2月14日開催の3回目の第102回部会では、前回の部会において残された課題等について、調査実施部局から説明を受け、審議を行った。

第102回農林水産統計部会の結果概要の「5 審議の概要」の（1）の調査体系及び調査の枠組みから、（4）の調査方法までの内容については、答申（案）の説明と重複するので、答申（案）の説明の中で行う。

次に、答申（案）の審議を行ったが、答申（案）については、部会長に一任された一部修文を要する箇所を除き、部会として了承された。

以上が審議の経緯である。

それでは、答申（案）の内容について、補足して説明させていただく。答申（案）は、前文に引き続き、「記」以下で、「1」の今回の調査計画と「2」の今後の検討課題の二つから構成されている。

まず、「1」の今回の調査計画では、（1）の調査体系及び調査の枠組み以下五つの項目について整理している。

（1）の調査体系及び調査の枠組みについてである。本調査は、従来、漁業センサスとは独立して、別個に実施されていたが、前回答申で今後の課題として、漁業センサスを中心とする水産統計の体系化や調査の簡素・効率化を図る観点から、両調査間で役割分担や位置付けについて検討する必要があると指摘されている。

同様に、前回漁業センサスの答申においても、漁業センサスを水産関係統計の基礎となる統計調査として、水産関係統計のより一層の体系的整備に取り組み、簡素・効率化を検討することの必要性を指摘している。

今回の調査計画はそうした指摘を踏まえたもので、調査の範囲を従来の漁業経営体から、原則、水揚機関に変更することによって、大幅な簡素・効率化を図るとともに、調査事項等についても大幅な見直しを行うものであり、漁業センサスとの役割分担や漁業に関する統計の体系的整備を図るものと評価している。

しかしながら、統計審議会において統計の継続性、連続性が重要であるとの意見等が出されたことを受けて、今回の改正に伴い調査されなくなる漁業経営

体に係る統計のうち、基本的な事項については別途継続的に把握するための統計の整備を行うことが必要であると指摘している。

この基本的な事項に関する統計の継続的な整備については、本答申（案）の3ページの「2」の今後の検討課題において、その具体的な整備内容について記述している。これについては、後ほど説明する。

この（1）に関連して、第102回部会の結果概要の「5」の（1）調査体系及び調査の枠組みの一つ目の「○」を御覧いただきたい。稼動量調査の取り扱いについてであるが、漁業種類を限定して調査対象となる漁業経営体が、約13万6,000から約1万5,000へと大幅に簡素化され、また、まぐろ・かつおという範囲に限った利用目的となるため、前回の統計審議会において、引き続き指定統計調査として実施するのか、それとも指定統計調査と密接に関連する承認統計調査として実施するのが適当なのかということに関して報告した。

これについては、統計制度に関することでもあり、指定統計調査として実施することの必要性、重要性などに留意して、事務局と調査実施者との間で協議するようにとの意見があった。このことを踏まえて、両者で協議するとともに、部会でも審議を行った。

その結果、稼動量調査は、かつお・まぐろに係る国際条約に基づき情報収集する必要があるため、正確な統計が求められること、また、本調査と一体的に実施することが効率的と思われることなどから、引き続き指定統計調査である本調査において実施すると整理した。

次に、（2）の調査範囲についてである。現行の海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査、これについては、天然の魚を捕るのが漁獲で、養殖の場合は収穫と、言葉を使い分けているようであるが、いずれの調査も個々の漁業経営体を対象としてきたが、海面漁業漁獲統計調査では、行政記録である漁獲成績等報告書が活用できる指定漁業を営む漁業経営体については、同報告書を活用してきた。

指定漁業というのは、沖合い底引網漁業、遠洋・近海かつお・まぐろ漁業、北大西洋さんま漁業といったもので、農林水産大臣の許可を受けて営む漁業を指す。

指定漁業を営む漁業経営体については、漁獲成績等報告書を活用してきたが、今回の改正内容については、第2段落と第3段落に記述されておりであり、実はこの点が農林水産統計の見直しに沿った今回の改正計画の大きなポイントである。

これにより、約16万の漁業経営体を単位とした把握から、約1,500の漁業協同組合を単位とした把握へと対象が大幅に縮減することになり、本調査の簡素化が図られた。

これについては、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図る観点から、適当であるとしている。

関連する部会審議についてであるが、結果概要の（2）調査範囲の「○」のところを御覧いただきたい。先ほど、漁獲成績等報告書の話をしたが、本調査

結果のうち、指定漁業に係る漁獲量の把握に当たっては、行政記録である漁獲成績等報告書を活用しているが、漁獲成績等報告書を報告する漁業経営体は漁協にも水揚げするので、漁獲量について漁協と漁獲成績等報告書の二つの結果を合わせて集計すると重複する。それを避けるために漁獲量に係る統計の精度を確認するという観点から、漁獲成績等報告書のデータと漁協で把握しているデータとを比較・チェックすることが必要という意見があったので、紹介しておく。

次に、(3)の調査事項についてである。調査事項については、今回計画で、調査の対象を漁業経営体から水揚機関に変更することを原則としたことに伴い、漁獲量等に係る調査、稼働量に係る調査、そのいずれも従前の調査事項を見直し、大幅に簡素化している。そして、水揚機関で調査できないものについては、漁業経営体を対象に漁獲量等の推計に必要な事項を把握するほか、稼働量調査票については、従来の単記式から連記式に変更するなどの工夫をしている。

これらについては、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、適当であるとしている。

ここで、また部会結果概要の(3)調査事項の「○」を御覧いただきたい。また、お手元の資料5の参考の「4」の海面漁業生産統計調査票(案)を2枚めくっていただくと、「海面漁業漁獲統計調査票(一括調査用)(案)」がある。結果概要の意見は、この調査票に関するものである。

この一括調査用の調査票は、どこの漁協にも所属していないため、水揚機関としての漁協では漁獲量を把握していない経営体の漁獲量を推計するためのものである。

部会では、この一括調査票における漁労体について議論した。漁労体というのは、漁業経営体が海面漁業を営むための漁労作業の単位であって、単船で操業する場合は1隻の漁籍を1漁労体、2隻以上の漁船が一組となって漁業を行う複船操業の場合は、その一組をもって1漁労体として計上するものである。この一括調査票は、漁労体数をベースとして、1漁労体1日当たり平均漁獲量を推計するという様式になっているが、平均漁獲量を推計するためには、漁獲量の把握が必要ではないか、また、漁労体数と漁業経営体数の保有する主船数が同じ意味合いであるとすれば、報告者にとっては主船数をベースとした整理の方が分かりやすいのではないかという意見があり、何度か部会では議論した。

結論は、当該漁協で把握していない経営体の漁労体数や出漁日数に関する情報について把握できれば、その漁獲量については組合員で同様の漁業活動を営んでいるものの漁獲量から推定することが可能であるということである。

なお、当該漁協で把握していない経営体の漁労体数に関する情報については、漁業センサスで整備された漁業経営体の客体名簿等に基づいて把握することとしているので、その意味で本調査は、漁業センサスを母集団情報として活用する調査の性格を持つようになったと思う。

次に、(4)の調査方法についてである。今回の調査計画における調査方法については、ここに記述しているとおりであり、農林水産統計の見直しの観点

から、水揚機関を調査客体とする漁獲量及び収穫量の調査については、調査員調査に改めることとしている。

また、漁業経営体を対象とする調査については、法人等については郵送調査で実施するほか、漁獲量は同一の漁業種類を営む漁労体の1出漁日数当たりの平均漁獲量をベースにして、そして収穫量は養殖魚種別に1施設当たりの平均収穫量をベースにして推計により求めることとしている。

稼動量調査については、これまでの調査員による漁業経営体への面接聞き取り調査に加え、水揚機関の代表者に対する面接聞き取り調査を追加する計画である。

これらについては、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、適当であるとしている。

その一方で、本統計における全体の漁業生産量等については、行政記録である漁獲成績等報告書、水揚機関に係る調査結果、漁業経営体に係る郵送調査結果及び推計結果を組み合わせることで把握することとしている。しかし、調査対象となる水揚機関を利用する漁業経営体には、地元漁協の非組合員や地元外の者のほか、行政記録の報告者も含まれる。そこで、水揚量の把握漏れや重複計上等がないよう、漁業センサスの調査客体名簿の確認や調査票の審査等事務において適切な措置を講じる必要があるとして、調査現場での適切な措置を求めている。

次に、(5)の集計・公表についてである。集計事項については適当であるとしているが、「なお書き」で、結果の公表、報告書の作成に当たっては、漁獲量等の推計の考え方及び推計方式についての利用上の注意を明らかにしておく必要があると指摘している。

次に、「2」の今後の検討課題についてである。先ほど、今回の調査計画の「(1)調査体系及び調査の枠組み」の説明の際に、漁業経営体に係る統計の継続的な整備に触れたが、ここで、調査実施部局で具体的に対応していただきたい内容について指摘している。すなわち、今回の改正に伴い、漁業経営体に係る統計はかつお・まぐろに関するものを除き、作成されなくなる。具体的な例として、漁業層別漁業経営体数、経営体階層別漁業経営体数、経営組織別漁業経営体数などである。

そこで、基本的な事項に関する統計が継続的に整備されるよう、次の2点について検討する必要があるとして、(1)では、漁業種類別、規模別の漁業経営体数に係る事項について、5年ごとに実施する漁業センサスにおいて把握すること。(2)では、漁業経営体数に係る事項について、漁業センサスの中間年において標本調査により把握することを求めている。

それから、「なお書き」のところであるが、今回の海面漁業生産統計調査の見直しに伴い、稼動量調査として漁業経営体数を把握するのは平成18年分までである。次回の漁業センサスは、平成20年に予定されているので、平成19年の漁業経営体数に係るデータが欠落してしまうことになる。このため、標本調査については、統計の時系列を確保する観点から、平成19年度から実施すること

が適当であるとしている。

以上が、答申（案）についての補足説明であるが、最後に、本調査計画の答申に当たり、須田部会長からメッセージが寄せられているので、御披露させていただく。

「今回の改正計画については、調査実施部局において答申（案）の前文にもあるように、基本方針 2004 に基づく農林水産統計の見直しに対応するというこ
とで、全体的な調査の簡素化を前提とした大幅な見直しを行った計画を提出して
いただいた。

今回の見直しの中で、本調査と漁業センサスとの役割分担を始め、漁業に関
する統計体系の整備を図る観点から見ると、相当整備されたのではないかと評
価している次第である。

ただし、最新年の漁家数、つまり漁業経営体数というような基本的な事項に
関する統計は、継続的に整備すべきと考えるし、平成 20 年に漁業センサスがあ
り、その前には承認統計調査で漁業経営体数を把握するという宿題もあり、農
林水産省におかれては今後の漁業に関する統計調査等の一層的確かつ適切な企
画実施をお願いしたいと思う。」

以上が、須田部会長からのメッセージである。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告に関して、何か意見、質問等があればお願いしたい。

大変詳細な報告であり、特に問題点はないと思うが、よろしいか。

それでは、改めて繰り返すことはしない。反対がないことは確認したので、
本件をもって当審議会の答申として採択する。

この答申に関して、農林水産省の小西統計部長から御挨拶を頂く。

小西部長) ただいま、海面漁業生産統計調査の改正につき、御答申を頂き、調査実施者
として御礼を申し上げたいと思う。

今般の改正は、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的実
施、また報告者負担の軽減の観点から御答申を頂いた。漁業に関する統計の体
系的整備や調査の大幅な簡素・効率化が図られたと考えている。

今後は、本答申を踏まえつつ、関連する統計を含め、分かりやすい統計の提
供に努め、漁業関係者はもとより、多くのユーザーに活用される統計となるよ
う努力してまいりたいと思う。

最後に、美添会長、須田部会長、舟岡部会長代理を始め、委員の皆様の審議
に感謝申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

2) 諮問第 307 号の答申「ガス事業生産動態統計調査の改正について」(案)

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官が、資料 6 の答申（案）の朗読を行っ
た。続いて、椿鉦工業・建設統計部会長が、審議経過及び答申（案）の説明を行っ
た。

椿部会長) ガス事業生産動態統計調査の改正については、先月、2月10日の第634回統計
審議会に諮問され、鉦工業・建設統計部会にその審議が付託された。

本件については、資料7にあるように、2月16日及び2月24日の2回部会を開催し、審議を行った結果、ただいま朗読いただいた答申（案）としてまとめるに至った。本日は、この答申（案）とともに、部会の審議結果も併せて御報告させていただければと思う。

まず、部会の審議結果であるが、これはお手元の資料7の3ページからになるが、部会の開催状況の結果概要を適宜御参照いただければと思う。

まず、2月16日の第78回部会から説明させていただければと思うが、第78回の部会では、最初に調査実施部局、資源エネルギー庁であるが、ここからガス事業生産動態統計調査の改正計画について説明を行っていただいた。その後、私が作成した論点メモに基づき議論を行った。

論点の構成が、後ほどの答申とかかわっておるわけであるが、第1が調査票の追加に関して、第2が調査項目の変更について、第3が本社等一括調査の導入について、第4が調査結果の表章ということであり、それぞれにつき、統計需要への的確な対応並びに報告者負担の軽減という観点で検討していこうという形になり、この4点を論点とすることに関しては、おおむねの了解を得た。

まず、論点の1の調査票の追加ということであるが、現在は量を月次で調査していることに加えて、自由化に伴いその金額を四半期ごとに調査するという計画であった。この計画に対して、いわゆる金額と量との対応関係が明確になるように、追加する調査票において、四半期分の量を別途調査すべきではないかとの意見があった。

これに対して、調査実施部局からは、まず金額については、ガス事業者の中には毎月ではなく3か月単位で金額を管理している事業者があり、四半期ごとに金額を調査するというのは、こうした四半期ごとに管理している事業者も報告を可能にするためだという説明があった。

また、月次で調査している量の3か月合計分というものが、基本的に金額と対応するという点に関しては全く問題がないということで、その説明をもって承した。

以上の審議を踏まえ、後の答申にかかわる金額を、四半期ごとに調査するために調査票を追加するということを適当と判断した。

なお、おおむね今回の審議の前提として、これは審議会の席上でも御指摘があったことだが、自由化に伴い金額というようなものを新たに調査すること自体は大変意義の深いことであるというようなコメントが出ており、特に、今後この種の自由化というものが進展するときに、やはり統計の中でどういう場合に対応するかしないかというようなことについて、基本的な考え方があった方がいいのではないかというようなことを主張された専門委員の方もいたことを、ここで申し添えさせていただく。なお、この意見に関しては、今回の答申自体にかかわることではないので、参考意見ということである。

それでは、続いて、論点の2、いわゆる調査項目の変更についてであるが、これも託送に関する調査項目を新設するという点で、これはやはり同様に、自由化政策の推進に伴って託送ということが導入されてきたので、方向性とし

てはまず非常に意義の深いことであろうということである。

また、託送について特に議論のあったところは、件数・量・金額を調査することとしていたのであるが、その件数を調査する理由について、どういうものなのかという質問があった。これについては、調査実施部局から、今後、自由化領域がより拡大することに伴って、その傾向を知るためには件数の伸び自体を把握する必要があるのだという説明があり、これについてもおおむね了承した。

次に、自由化にかかわり調査実施部局から、いわゆる法律上の区分、自由化しているかしていないかという区分にあわせて、大口と小口ということが分類されているわけであるが、その大口については、今後、自由化範囲が拡大された場合には、変更して調査・表章することとしたいとの説明があった。

現在は、50万立方メートルというものが基準になっているが、将来予想される自由化においては、10万立方メートルというものが予定されており、これによって大口・小口の区分が変わってくるという状況があるということである。

平成19年に予想されている自由化範囲の拡大の後では、今申し上げたように、大口の範囲が変更になり、10万立米以上となるということに関しては、統計の継続性を保持できなくなるのは問題ではないかという意見がかなり出た。

その結果、何らかの工夫を行うということ、今後の検討課題にすべきではないかという意見が出された。これが後ほどの今後の課題という形につながっていったわけである。

その他の調査項目の削除、分割、新設等の変更については、特設部会の中で意見は出ておらず、おおむね了承、妥当なものと判断した。

初日の議論の第3の論点というのは、本社等一括調査の導入ということ、いわゆる調査の合理化にかかわる問題なのであるが、複数の工場・事業場を有する企業が本社等において、その工場・事業場分を合計して記入報告を行うことができるということは、これは金額を本社でしか把握していない企業がある。むしろ、金額に関しては本社が管理している方が普通であるというような説明があったかと思うが、その点自体に関しては適当とされた。

なお、この方法というのは、本来複数の事業所分を合計して報告するものであって、各事業所ごとの調査票を本社等が記入してまとめて報告する方法とは異なるということから、用語として本社等一括調査というものをを用いるのはいかなるものであろうかという疑問が出された。この用語方法については、表章の方法にもいろいろな論点があったので、表章の方法と併せて整理を行って、次回、第2回の部会で検討する、報告するという事になった。

論点4の問題というのは、調査結果の表章。今回、金額を調査するということが加わったわけなので、表章の問題があるだろうということであるが、当初、調査実施部局からは金額の結果表章は総額のみとするという説明があったわけだが、これに対しては、総額だけではユーザーにとって不便であるので、総額に対応する量を併記してはどうかという、そういう工夫を行うべきという意見があり、調査実施部局において、次回部会までに検討するという事になった。

これも、価格を表章するということもあるかもしれないが、これは非常に調査において抵抗のあるものになる。今後の調査を進める上で非常に問題が起きるというような補足的な説明があった。

以上の審議結果を踏まえ、既に2月16日の第1回の部会の段階で、あらかじめ用意しておいた答申の骨子（案）配布なり説明というところまで進んだわけである。この骨子と2月16日の第78回部会における議論を踏まえて答申（案）を作成して、次回部会に提示するという方向性が承認された。

なお、ここの議事録、結果概要の4ページ以降にあるように、第78回部会の結果概要については、新潟県中越大地震に伴う平成16年工業統計調査の捕捉調査の結果についてという部分もあるのだが、これについては、後ほど部会報告として別途説明させていただければと思う。

今回の答申に関して、続いて、第79回部会の結果というのが資料7の10ページにあるかと思うが、これについてまた報告させていただければと思う。

先ほど申し上げたように、第79回部会では、最初に78回部会において宿題とされた二つの事項について、調査実施部局から説明があった。まず、複数の工場・事業場を有する企業が本社等においてその工場・事業場分を合計して記入するという点については、調査実施部局は、これは当初、都道府県単位での実施ということを考えていたのであるが、この議論の段階で、経済産業局の管轄区域であるブロック区域単位で実施することとして、月次調査票についても同様に実施したいという説明があった。

これは、いわゆる調査の効率化という観点から、表章があくまでブロック単位でしか行われたいということもあるので、了承した次第である。

表章がブロック単位、ブロック区域別にしか行われたいということに関して、むしろその後の審議の中で、環境問題との関係で、都道府県別に集計するニーズというのは本当はないのかという質問が呈された。現状では、ブロック区域別に把握できれば足りるとの認識が示されたのだが、今後、環境問題等により都道府県別の把握などの必要性、政策的なニーズが生じれば、その時点で都道府県別ということを検討したいという説明があった。

この点に関しては、今回の集計がブロック別ということもあったので、一応この立場というものは私どもも了承した次第である。

それから、あと、関連した議論として、いわゆる同一企業でも事業場ごとにガス料金が異なることはないのかといった質問があったが、自由化領域については、いわゆる自由料金で、もともと事業場ごとの境というのは存在しない。また、規制領域については、多くの企業は企業単位で料金を定めているということで、現時点においては調査目的からするとこの方法で十分なのではないかという説明があり、私どもも、おおむねこれを了承した。

次に、金額の結果表章に対して対応する量を併記してはという、いわゆる表章の問題の宿題があったわけだが、これについては、調査実施部局から量を併記するとの説明があり、これについても了承した次第である。量と対応する金額が表章されるということである。

この審議の過程の中で、価格は先ほど申し上げたように表章しないというわけであるが、いわゆる平均価格をユーザーが出すときに、その平均価格のとらえ方について、総額を総量で割る方法と、個別企業ごとの価格の平均を求める方法があつて、これについてはどちらが望ましい方法と考えているのかという質問、議論があつたわけだが、ガス産業の実態を把握するという点では、量単位の価格の動向を把握できる、いわゆる総額を総量で割る方法、つまり、今回表章に使われる方法が望ましいのではないかという説明があつた。

これに加えて、さらにもう一つの議論として、現在、量については指数を表章しているが、価格については指数を表章しないのかという質問があり、これについては、当面、価格についての指数を表章しないという説明があつた。

以上で、答申（案）に関しては既に第1回のもを少し調整する形で、例えば先ほどあつた本社等一括調査という用語については、第2回の部会の中で、この言い方は使わないというようなことで修正された案が出たのだが、おおむねその種のものについては、第1回の部会の中で宿題事項とされていたものを反映した形の答申（案）を再度議論して、これに関してはほとんど異議のない形で了承された。

そこで、この第79回部会というのはそういう形で終わり、本日の答申（案）、先ほど朗読していただいたものということになるのだが、この答申（案）については、内容と言っても今の審議とほとんど重なっている部分が多いが、前書きについては、諮問文の内容を踏襲している。

答申（案）の構成というのは、「1」の今回の改正計画並びに「2」の今後の課題という形で2ページになっているということで、「1」の今回の改正計画について、両括弧でくくっているものが、先ほどの論点メモに沿った論点が順次並んでいるということである。

まず、調査票の追加に関しては、新たに原料の受入れや製品ガスの購入・販売等の金額を四半期ごとに調査するために調査票を追加するということである。金額を四半期ごとに調査するということがあつたわけであるが、都市ガス市場において自由化領域の大きなウエートを占めるものと予想される状況があるので、自由化領域の実態を把握する必要がある。ここが一番大きく評価された点である。それからマル2並びにマル3。特にマル3というのが議論したところであり、こういう月次でなく四半期ごとであれば調査客体による報告が可能であるというような状況で、この調査票の追加に関しては適当であるとしたわけである。

それから、調査項目の変更に関してであるが、まず、1)大口販売と小口販売に分割して把握すること、それから、2)託送に関する項目を調査する、3)ガス事業の現状を把握する上で重要性が低下している項目を削除するなどの変更を行うことについて、あるいはガス事業の実態の把握に当たり、より詳細に把握する必要がある項目の分割などを行うということに関しては、報告者負担の軽減、あるいは統計需要への的確な対応の観点からも適当であると考えた次第である。

(3)の調査票の提出に関する合理化。これは、当初、本社一括調査になっていたわけだが、ここの部分は調査票の提出方法ということになっており、第2回の部会の審議であったように、当初、同一都道府県内に複数の工場・事業場を有する企業について本社等で合計記入するということになっていたが、調査結果の表章がブロック区域別であるということから、同一ブロック区域別に複数内の工場・事業場を有する企業について報告できるというふうに、まとめることができるという形にしたということである。

月次調査についても、この仕組みを取り入れることに関しては特段の支障がないと考えられ、同様の仕組みを取り入れるべきであるということで、ここに関しては、当初の計画に対してこの種の修正をお願いした次第である。

それから、調査結果の表章ということであるが、これに関しても金額の表章ということは、調査項目の変更に対応した変更を行うということであって、適当なわけであるが、先ほど申し上げたように、利用者の利便性を考慮して、金額に加えて、金額に対応する数量をあわせて表章するということをお願いしたということである。

最後であるが、今後の課題ということについても繰り返しになるが、平成19年に予定される自由化範囲の拡大が実施された場合に、大口・小口というものに関する範囲が実質的に変更されるので、経済産業省におかれては、平成19年以降も統計の比較が継続して行うことができる工夫を検討していただきたい、そういうことになった次第である。

今回、先月の諮問から今月の答申ということで、限られた時間の中での2回の審議で、非常に効率的にいろいろな審議を行っていただいたことは、まず、調査実施部局が非常に適切な資料を提出していただいて審議を促進していただいたこと。それから、専門委員の方々が大変協力的に審議をしていただいて、問題点を絞り込んでいただいたというようなことがあったかと思う。併せて感謝申し上げて説明を終わりたいと思う。

[質 疑]

美添会長) 何か意見、質問等はあるか。

舟岡委員) 調査票の提出方法についてだが、複数の工場・事業場を有する企業が経済産業局のブロックをまたがって工場・事業場を保有しているというケースはないのかどうか。またがっている場合には、ここに記載された表現ではどちらか判別できないのだが、そういう場合については、一括して合計した数値を提出してもらおうことはしないということなのか。その点について教えていただきたい。

広実課長) ほとんどのガス事業者、例えば東京ガス、大阪ガスというのは、製造所はそのブロックの中に、東京であれば袖ヶ浦と川崎にある。一つだけ、関東と東北に事業所がまたがる場合がある。

舟岡委員) その場合は、分けて報告をいただくということか。

広実課長) 分けて報告をいただく。

椿部会長) ガス管のネットワークというものには限定があるので、そういうことはなかなか起きにくいということは、部会の中で確認させていただいた。

篠塚委員) マイナーなことではあるが、2ページの(3)の調査票の提出方法の文章について、もちろん内容は十分に理解した上で申し上げたいのだが、今、椿部会長から報告があったように、本来の計画としては同一都道府県内での複数の工場・事業場を有する企業について、「本社等で合計して記入することという計画」であるという文章だったと思う。私の解釈では、これについては、「報告者負担の軽減に資するものであり、適当と認められる。」と、「。」で切るべきではないか。「しかしながら」として、計画では同一都道府県内での計画を出しているけれども、「しかしながら」以降は、同一ブロックの中のことをやっているのだからこうすべきであるというふうにして、二つに分けるべきではないかというふうに思う。

美添会長) それは、議論の経過がどうだったかによるが、いかがか。

椿部会長) これについては、第1回の部会では、むしろ私どもも気づいていなかった点なのであるが、公表がブロック別でしかないということで、さらに調査効率が図れるのではないかということが本意である。だから、もともと当初、本社一括と言っていた同一都道府県内の事業場について一括して本社で書いていただくということ自体は、私どもも評価している。評価した上で、さらにこうすることができるということに対してお願いをしたということであるので、今の篠塚委員の認識と私どもの認識はそれほど変わらないのであるが、文章上は確かにそういうようなものであったかもしれない。

美添会長) ちょっと教えてほしいことがあるのだが、部会の開催状況のページで言うと11ページが一番最後に、数量と金額をあわせて表章するという表現があって、今回資料として配布されている新旧対照表は数量のみとなっているので、イメージが分からないところがある。

金額とあわせて量も表章することはいい工夫だと思うが、そこで、「価格については」という表現がある。平均価格という定義の価格である。従来の数量の表によると指数が出ているが、金額については指数化しないと読むのか、あるいは、平均価格は表には出しても指数にはしないということか。金額の集計表がないのでイメージが分からないが、数量とあわせて金額を入れて、平均単価の意味での価格を出して、指数化は数量だけ。そういう理解でよいのか。

熊埜御堂

審査官) 会長は、1ページ目で数量のみというところを御指摘になったと思うが、7ページ以降で四半期集計表というのを用意しており、その中で部会の審議を受けて数量と金額を両方出すということで整理をしたというふうに理解している。

美添会長) ということは、価格はどう扱うのか。

椿部会長) 価格は自分で出すというのが原則である。ユーザーの方が出すというのが原則である。

美添会長) 了解した。ほかに何かあるか。

特段問題はないと思う。前回は発言したが、規制を緩和すれば、統計調査によって捕捉すべき情報が発生する、その重要性は部会審議でも確認されたとおりに思う。調査の方法としても、それほど負担が多くないし、本社を通じる

工夫もされている。技術的な問題もほとんどないだろう。若干の修正として、金額情報と数量情報を並べて公表する表が出たが、これも分かりやすいと思う。

最後に、今後、規制が緩和される方向で大口販売・小口販売の基準が変わり得るという指摘があった。最初にこの話を伺ったときは、現時点で自由化されている価格のみを捕えるという原案も十分意味があると思ったが、今後、自由化の進展とともに規模に応じて単価が変化する可能性はあるので、それも重要と思う。この点、今後の課題として掲げられたので、調査実施部局において工夫をしていただきたい。

特段、反対意見はないようなので、この答申については、当審議会の答申として採択したいと思うが、よろしいか。（異議なしとの声あり）

それでは、本（案）を総務大臣に対して答申することとする。

ただいまの答申に関して、経済産業省の窪田調査統計部長から御挨拶を頂く。（窪田部長）調査実施者である経済産業省を代表して御礼を申し上げたいと思う。

本日は、ガス事業生産動態統計調査の改正について御審議を頂き、答申をまとめていただき御礼申し上げます。ガス事業においては、本日も御説明させていただいたとおり、平成7年以降自由化の推進を行ってきているところであり、今後も自由化範囲の拡大というものが予定されているところである。御指摘いただいたとおり、ガス事業における自由化領域の動向把握などの実態把握というものが、ますますその重要性が高まっていると考えているところである。

今般は、このような情勢を踏まえ、製品ガス等の販売金額の把握を中心とし、改正計画につき御検討をお願いしたところである。美添会長、椿部会長始め、委員、専門委員の皆様方、大変に御熱心に御議論いただき、誠に感謝申し上げます次第である。この調査の実施に向け、御指摘を踏まえ、効率的かつ効果的な実施に尽力をしていきたいと思う。

また、今後の課題とされた点につき、引き続き検討を進めてまいりたいと思っているので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

美添会長）本件については、実際、事務局と部会長には大変短い時間に御尽力頂き、私からも感謝申し上げます。

(4) 部会報告

○ 第78回鉱工業・建設部会

平成18年2月16日に開催された第78回鉱工業・建設部会（議題：「新潟県中越大地震に伴う平成16年工業統計調査の捕捉調査の結果について」）の開催結果について、椿部会長から報告が行われた。

なお、平成18年2月14日に開催された第102回農林水産統計部会（議題：「海面漁業生産統計調査の改正について」）並びに平成18年2月16日及び平成18年2月24日に開催された第78回及び第79回鉱工業・建設部会（議題：「ガス事業生産動態統計調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

[質 疑]

美添会長) 何か質問、意見等はあるか。

この件については、大震災のときに、新潟県で調査が実施不可能という厳しい状況にあったときに、当時の清水部会長が補足的にでもとらえるべきであると主張したこともあり、経済産業省で献身的な努力をしていただいた結果、ようやくできたものである。

震災後の実態を明らかにする貴重な結果が得られており、調査対象事業所の協力を得て精度も高いようにみえる。県としても安心して使えるものができたと思う。今回のような危機に対応できたことを高く評価したい。

(5) 部会報告

○ 指定統計調査の承認の報告

平成 18 年 2 月には指定統計調査等について、軽微な承認案件として処理したものはなかった。

－ 以上 －